

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2021年（令和3年）1月6日

福山市長 枝 廣 直 幹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 エブリー本庄店
所在地 福山市南本庄一丁目11番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
名 称 株式会社エブリー 代表取締役 岡崎浩樹
住 所 福山市南蔵王町一丁目6番11号
 - (2) 小売業を行う者
名 称 株式会社エブリー 代表取締役 岡崎浩樹
住 所 福山市南蔵王町一丁目6番11号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
2021年（令和3年）8月29日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 205 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
47台
 - (2) 駐輪場の収容台数
35台
 - (3) 荷さばき施設の面積
77 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
26 m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項夜

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

7 届出年月日

2020年(令和2年)12月28日

8 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課(福山市役所本庁舎7階。以下同じ。)及び福山市
総務局総務部情報管理課(福山市役所本庁舎3階。市政情報室)

(2) 縦覧期間

2021年(令和3年)1月6日から同年5月6日まで

9 意見書の提出

(1) 提出期限

2021年(令和3年)5月6日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課